

冬本番！ 除雪作業にご理解とご協力を

道路除雪にご協力を

冬期間における交通の確保と皆さんの生活を守るため、市では早朝から道路の除雪を行います。除雪作業を効率よく行うために、ご理解とご協力をお願いします。

◆除雪作業車に近寄らない

除雪作業車の30㍎以内は危険なので、近寄らないでください。除雪作業車は前方10㍎以内が見えにくいので無理な追い越しはやめましょう。

◆道路に雪を出さない

各家庭の出入口から道路までの除雪は各戸で行い、道路に雪を絶対に出さないでください。

◆道路には物を置かない

沿道の木、庭木、垣根の枝のみ出しも各戸で伐採し、沿道の障害物は雪が降る前に片付けましょう。路上に障害物（木材、鋼材）

があると、除雪作業の重大事故につながります。

◆屋根の雪下ろしをしたら片付けましょう

屋根から道路に落ちた雪は、交通事故の防止や火災などの緊急時に備え、しっかりと片付けましょう。

◆除雪後に残された雪は、道路除雪でこぼれた雪が、玄関や車庫前などで支障になる場合は、各家庭において片付けをお願いします。

◆排雪場（次ページ参照）

※除雪に関するご意見・ご要望は、各区長を通じてご連絡ください。

◆除雪中の事故防止に努めましょう

除雪作業に対する慣れや過信、油断が事故を招きます。作業を行う際は、次の点に注

意しましょう。

◆作業は2人以上で

周りの安全確認や、事故が発生した場合に素早く対処ができます。

◆屋根からの落雪に注意

気温が上昇すると融雪が始まり落雪が多くなります。

◆屋根の雪下ろしは要注意

・命綱、ヘルメットを着用しましょう。

◆除雪機の操作に注意

・建物の周りに雪を残して、万一、転落した際のけがの軽減を図りましょう。

◆水路や側溝へ雪を入れない

・はしごはしっかりと固定しましょう。

除雪機に詰まった雪を除去する場合は、必ずエンジンを切ってから行いましょう。水路や側溝に雪を投げ入れると下流で雪が詰まり、川の水をせき止め、浸水被害の原因となります。

多くの皆さんに迷惑を掛けることになりまますので絶対にやめましょう。

雪下ろし費用の一部を助成します

積雪による住居の倒壊や損傷を防止するため、市では低所得の高齢者、母子家庭および心身障害者世帯などに対して、除雪（雪下ろし）費用の一部を助成しています。

水道管も冬支度を

◆凍結による破裂にご注意
ください

水は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があり、冬期間（11月～4月）は、凍結による「水道管の破裂」や「水が出ない」などの事故が起こりやすくなります。

水道管の立ち上がりに、保温材や保温器具（凍結防止帯はコンセントを確認）の使用や、不凍栓を閉めて蛇口から水抜きを行うなど、凍結を防ぎましょう。

なお、不凍栓によっては、管理方法を誤ると漏水する恐れがありますので十分にご注意ください。バルブは最後まで閉めてください。

除雪中の事故防止に努めましょう

除雪作業に対する慣れや過信、油断が事故を招きます。作業を行う際は、次の点に注

※市内および近隣市町村にいる扶養義務者（子や兄弟など）から援助が見込める場

① 65歳以上の方のみの世帯および65歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯

② 母子・寡婦世帯

③ 生計の中心となる方が心身障害者である世帯

④ 要保護世帯（生活保護世帯は除きます）

※アパートなどにお住まいの方は、寒くなる前に冬の管理方法を、大家の方または不動産業者に確認して、凍結対策を行ってください。それでも、凍結した場合、大家の方または不動産業者にご相談ください。

※冬期間に長期不在となる場合は、止水栓での「閉栓」をお勧めします。閉栓については電話での手続きが可能で、閉栓中の料金は掛かりません。ただし、ご使用を再開（開栓）する場合は、来庁による開栓手続きと手数料500円が必要です。

◆検針にご協力を

水道メーターの検針は、2カ月に一度、1日から8日の間に行います。

冬期間は積雪などで、水道メーターの検針ができない場合がありますので、できる限りメーターボックスの上の除雪をお願いします。

なお、除雪などが行われていない場合はメーターを確認することが困難なため、認定水量（過去の使用量を参考にして決める水量）で検針したものとみなしてお知らせします。

検針（認定水量）の結果は、「上下水道使用量のお知らせ」で通知しますので、ご確認ください。なお、水道管が破裂して漏水した場合も、水道料金は使用者の負担となりますので、月に1回はメーターの確認をお願いします。

◆緊急（破裂・漏水）工事の連絡先

水道工事の依頼先がわからない場合や、休日（年末年始）に自宅の水道施設に障害が発生した時は、☎090（4922）0256または090（7818）6674にお電話いただければ、市が指定した緊急工事当番店が対応します。

豊田地域の方は、豊田上下水道指定工事店組合【代】小林管工☎（38）2090へお電話ください。

※年末年始（12月28日（土）～平成26年1月5日（日））は閉庁のため、水道の開栓・閉栓はできません。年末年始の間に転入・転出などにより開栓・閉栓の予定がある場合は、12月27日（金）の午前中までに手続きをお願いします。なお、平成26年1月6日（月）から業務を開始します。

ホームタンクからの油漏れにご注意を



冬になると、ホームタンクからの灯油漏れが多発します。油が河川に流出すると、被害が広範囲に及ぶとともに、処理に多くの時間と多額の費用が掛かります。また、処理費用は、原因者の負担となりますので注意してください。ホームタンクで灯油などを貯蔵しているご家庭では、次の点に注意し漏えい事故を防ぎましょう。

- ◎灯油の小分け作業中は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- ◎器具、配管に腐食や亀裂がないか確認しましょう。
- ◎定期的にホームタンクの残量を確認しましょう。
- ◎流出事故防止のため、防油堤を設置しましょう。
- ※灯油などを流出させてしまったときは、速やかに連絡してください。

排雪場はこちら



問い合わせ先

- 道路除雪に関すること
道路河川課維持係 ☎（22）2111（内線266）
- 水道管など工事・修理に関すること
上下水道課上水道係 ☎（22）2111（内線282）
- 水道の開栓・閉栓・検針、上下水道料金に関すること
上下水道課営業係 ☎（22）2111（内線284）
- 除雪作業に関すること
危機管理課危機管理防災係 ☎（22）2111（内線285）
- 費用の助成に関すること
福祉課厚生保護係 ☎（22）2111（内線255）
- 灯油漏れに関すること
環境課環境係 ☎（22）2111（内線247）
- 地域振興課市民生活係（豊田支所内）
☎（38）3111（内線132）
- 中野消防署 ☎（23）0119
- 豊田消防署 ☎（38）2355
- 北信地方事務所環境課 ☎（23）0202